

令和 7 年度事業報告

(令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 3 0 日まで)

本年度は、前年度より継続する物価高騰の影響が社会全体に波及し、依然として厳しい経済環境下での推移となりました。また、国際情勢の不安定化に伴う原油供給への懸念など、経済的な不透明感が強く意識された一年でありました。このような経済情勢においても、当協会は、公共嘱託登記業務を例年通りに受託・遂行し、組織運営の健全性を維持することに努めました。一方で、公共嘱託登記業務に限らず社会全体的に業務量は減少傾向にあり、協会運営の転換期として今後のあり方を見つめ直す一年となりました。

令和 7 年 4 月の改正公益法人法施行に伴い、総務部及び経理部を中心に、運営の透明性向上とガバナンスの更なる強化を目的として、令和 7 年 9 月に新法に準拠した役員改選を執り行いました。また、令和 7 年度より義務化された区分経理への対応、および収支相償の見直しを通じ、中長期的な視点での収支均衡を目指した、適正な財務管理体制の構築に努めております。

専門的知見を活かした公益性の高い業務である、法務局地図作成事業については、防災・まちづくり型「福島市腰浜町ほか地区」及び被災地域復興型「いわき市勿来町窪田御前崎ほか地区」以上 2 地区を、担当社員の尽力により無事成果を納品いたしました。そして現在は、「いわき市平字尼子町ほか地区」、「郡山市若葉町ほか地区」の業務を継続して実施しております。

令和 8 年 4 月から施行された「住所変更登記の義務化」及び「改正不動産登記法」を主題として、市民の皆様への情報提供と周知を目的とし、令和 8 年 6 月 1 9 日に「ビッグパレットふくしま」にて公開講座を開催し、当日は 1 4 0 名を超える参加者を迎え、関心の高さがうかがえる機会となりました。また、各自治体の用地担当者を対象とした出前講座を開催し積極的に、専門知識の共有に努めました。

以上、各担当部署がそれぞれの機能を十分に発揮し、公益法人として健全かつ透明性の高い組織運営に邁進いたしました。

＜総 務 部＞

1. 公益法人としての法令遵守、内部統治のさらなる充実を図るための活動

ア. 法令及び諸規則の内容と事務処理が円滑に図れるよう、運用マニュアルの検討を行う。

現行の運用マニュアルが諸規則に抵触していないことを確認した。

イ. 各種説明会、研修会に参加し情報収集を行う。

- ・ 令和 7 年 7 月 2 4 日
全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会第 2 回研修会
「オンライン研修会」
- ・ 令和 7 年 1 0 月 3 日
東北ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会研修会
「青森県弘前市 アートシティホテル弘前」
- ・ 令和 7 年 1 2 月 1 日
全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会第 3 回研修会
「オンライン研修会」
- ・ 令和 8 年 2 月 1 6 日
全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会第 4 回研修会
「東京都 ホテルメトロポリタンエドモント」
- ・ 令和 8 年 6 月 5 日
全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会第 1 回研修会
「東京都 ホテルメトロポリタンエドモント」

ウ. 各部が行う事業活動に対して連携を図る。

- ・ 令和 7 年 9 月 1 9 日第 4 回業務執行理事会
「理事の変更に伴う各部の引継ぎについて」他
- ・ 令和 7 年 1 1 月 2 0 日第 6 回業務執行理事会
「特定費用準備資金と資産取得資金について」他
- ・ 令和 8 年 1 月 1 3 日第 7 回業務執行理事会
「三者協議会について」他
- ・ 令和 8 年 2 月 1 0 日第 8 回業務執行理事会
「令和 7 年度公開講座について」「司法書士協会との意見交換会について」
「法務局地図作成事業に伴う宿泊費及び交通費補助の見直しについて」他
- ・ 令和 8 年 3 月 6 日第 9 回業務執行理事会
「次年度予算方針の検討について」他

- ・令和8年5月20日第11回業務執行理事会
「市民公開講座について」他

2. 情報開示に関する活動

ホームページを介しての情報公開を行う。

本協会が行っている活動の公開や関係法令に従い事業計画・計算書類等の公開を行った。

3. 関係団体との連携強化

ア. 土地家屋調査士会及び土地家屋調査士政治連盟との協力関係を図る。

三者協議会にて、法務局地図作成事業や郡山市における道路査定補助業務の活動について状況報告を行った。また、令和元年度から開始された郡山市道路境界査定資料の電子データ化及びGISによる公開について状況報告を行った。

令和8年1月20日三者協議会「福島県土地家屋調査士会館」

イ. 全公連、東公連及び各県協会並びに他士業との情報交換や交流を図る。

- ・令和7年10月3日、4日

東北ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会通常総会
「青森県弘前市 アートシティホテル弘前」

- ・令和8年3月6日

一般社団法人福島県公共嘱託登記司法書士協会との意見交換会

<経 理 部>

1. 公益法人として法令を遵守し、適正な会計処理と予算執行を行う。

新会計基準に対応した会計処理を行うため会計ソフトのバージョンアップを実施した。また、顧問税理士による定期的な点検及び指導助言を仰ぎ、月次・決算処理の正確性を担保した。

予算と実績の乖離を最小限に抑えるため、令和8年5月末時点の決算見込を反映した「令和7年度修正収支予算書」を作成。理事会の承認を得た上で、実態に即した予算管理に努めた。

2. 法令及び規則に沿った運営体制の構築、円滑な事務処理の検討を行う。

社会情勢や法令改正に対応するため、新会計基準への移行の検討、また最低

賃金の改定に伴う給与改定を実施するなど、法令改正等に適宜適切に対応した。

3. 健全な協会の体制維持に必要な運営費用の検討を行う。

毎月末に予算執行状況を精査し、経費の節減と効率的な支出に努めた。

令和7年度の決算見込、設備投資計画、および固定費の変動予測を基に、令和8年度の運営費充当率等を検討。第4回理事会での承認を経て、次年度の健全な予算編成に繋げた。

<業 務 部>

1. 官公署が行う嘱託業務についての適正な対応

ア. 受託業務の円滑な処理を推進し、併せて業務処理の効率化を図る。

担当社員及び業務管理委員会並びに業務部間で綿密に連携を取り、受託した業務の円滑な処理を行い、併せてその効率化を図った。

イ. 登記所備付地図作成事業の円滑な遂行に向けて適正な対応を行う。

震災復興型登記所備付地図作成事業や災害復興関連施設整備における登記業務などの災害復興関連事業を受託し、計画機関との綿密な連携を図り適正に対応を行った。地図作成事業に関わる業務においては、正確な地図備付を目途として業務にあたり、筆界未定地の無い成果を納めるよう尽力した。

・被災地域復興型法務局地図作成事業〈法務局〉

いわき市勿来町窪田御前崎ほか地区 0.46 k m² 完了

・被災地域復興型法務局地図作成事業〈法務局〉

いわき市平字尼子町ほか地区 0.62 k m² 作業中

・防災・まちづくり型法務局地図作成事業〈法務局〉

福島市腰浜町ほか地区 0.65 k m² 完了

・防災・まちづくり型法務局地図作成事業〈法務局〉

郡山市若葉町ほか地区 0.59 k m² 作業中

・中間貯蔵施設設置に伴う不動産登記業務〈環境省〉

土地表題登記（道・水）（令和7年7月～令和8年6月）

双葉町、大熊町合計 0 筆

※（平成28年度～累計）1,304 筆（517,733 m²）

土地分筆登記（令和7年7月～令和8年6月）

双葉町、大熊町合計 0 件

※（平成 28 年度～累計）402 件
建物滅失登記・申出（令和 7 年 7 月～令和 8 年 6 月）
双葉町、大熊町合計 103 件
※（平成 28 年度～累計）835 件
建物分割登記（令和 7 年 7 月～令和 8 年 6 月）
双葉町 1 件

2. 受託業務の処理に関する対応

ア. 業務管理基準に従い業務の適正指示及び業務管理を行う。また、業務管理システムの活用によって工程管理、納期管理の徹底を図る。

業務管理委員会による業務の適正指示及び業務管理を行った。業務管理システムの使用法や不具合について各支所からの問い合わせに随時対応した。

イ. 業務成果の適正管理と有効活用を図るため、G I S 情報の蓄積を推進する。

業務成果を適正に管理するため各支所にて G I S への登録作業を行っている。

ウ. 地図作成に関する成果の向上と効率化の検討を行う。

地図作成担当者による法務局との打合せにより、今後の地図作成事業に関する作業の進め方、及び成果品仕様の細部について協議を行った。

エ. 関係官公署との打合せを綿密に行い、適正な業務処理に努める。

各官公署からの業務に関する相談、見積り依頼等に迅速に対応し、受託した個々の業務が適正に処理されるよう協議した。また、成果品の統一に心掛けた業務処理を行っている。

3. 電子データ化した郡山市道路境界査定資料の、当協会 G I S による一般公開を推進する。

境界査定資料を電子データ化し、本協会の G I S へ登録する作業を令和 4 年度分まで完了した。また、令和 5 年度分以降については、市担当者による電子データ化資料の提供を受け、登録する準備を進めている。

なお、令和 5 年 4 月より郡山市役所道路保全課窓口 P C において一般公開を継続している。

＜企 画 部＞

1. 学識経験者等を講師とした社員・国民を対象とする講座を開催する。

開催日時 令和8年6月19日

開催場所 産業交流会館ビッグパレットふくしま

第1部 所有者不明土地の解消に向けて

福島地方法務局 不動産登記部門 統括登記専門官 但野好治様

第2部 身近な不動産問題の傾向と対策

富士市役所 総務部総務課 法務監 弁護士 永盛雅子様

来場者数 141名（社員 80名、官公署 40名、関連士業・一般 21名）

動画による配信 令和7年6月6日開催の市民公開講座をY o u T u b eにアップロードし、全社員と県内の全市町村にその案内を行った。

2. 相談会の開催

ア. 国民を対象とする「境界問題や不動産の登記」に関する相談会を開催する。

福島市役所（隔週水曜日）及び郡山市役所（月1回）の市民無料相談会に相談員を派遣した。

イ. 官公署等からの相談に対応する。

協会本部及び各支所において随時相談に対応した。

3. 災害時における応急対策業務の支援体制を構築する。

災害時における復旧復興支援活動に速やかに対応する事を目的として、官公署等との支援協定締結を推奨している。今までに支援協定を締結した市町村は下記のとおりである。

・福島市 ・郡山市 ・会津若松市 ・喜多方市 ・東白川郡棚倉町
・大沼郡会津美里町

4. 福島県歴史資料館収蔵資料の有効活用を推進する。

各支所にデータ備付が完了し、活用されている。

5. 官公署に対し講師を派遣する。

- ・ 県中支所 令和7年 8月 6日 須賀川市
- ・ 会津支所 令和7年10月27日 会津美里町
- ・ 会津支所 令和8年 6月24日 会津坂下町

6. 「不動産に係る国民の権利の明確化」に関する普及啓発活動を推進する。

- ・ 協会のオリジナルカレンダーを、各支所を通じて官公署に配布した。
- ・ 市民公開講座開催にあたり、当協会案内資料と共に開催案内を全市町村に送付した。参加できなかった市町村に対しては、講座資料を送付し普及啓発活動に努めた。